

福生市 公共施設等 総合管理計画

平成29年3月
福 生 市

目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 対象施設	2
4 計画期間	3
5 その他	3
第2章 福生市の概要	4
1 市の概況	4
2 公共施設の状況	5
3 人口動向	10
4 財政の現況と課題	13
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	24
1 現状や課題に関する基本認識	24
2 計画目標	25
3 公共施設等の管理に関する基本的な方針	26
4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	28
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	29
1 市民文化・生涯学習系施設	29
2 学校教育系施設	30
3 保健・福祉施設	30
4 行政系施設	31
5 公営住宅	31
6 その他の公共施設	32
7 道路	32
8 橋りょう	32
9 下水道	32
10 公園	32
第5章 フォローアップの実施方針	33

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が急務となっていますが、厳しい財政状況に加えて人口減少と高齢化社会が同時進行していく中で、公共施設等の更新費用や維持管理費用の確保が大きな課題となっています。このような状況において、平成26年4月、国は全国の自治体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

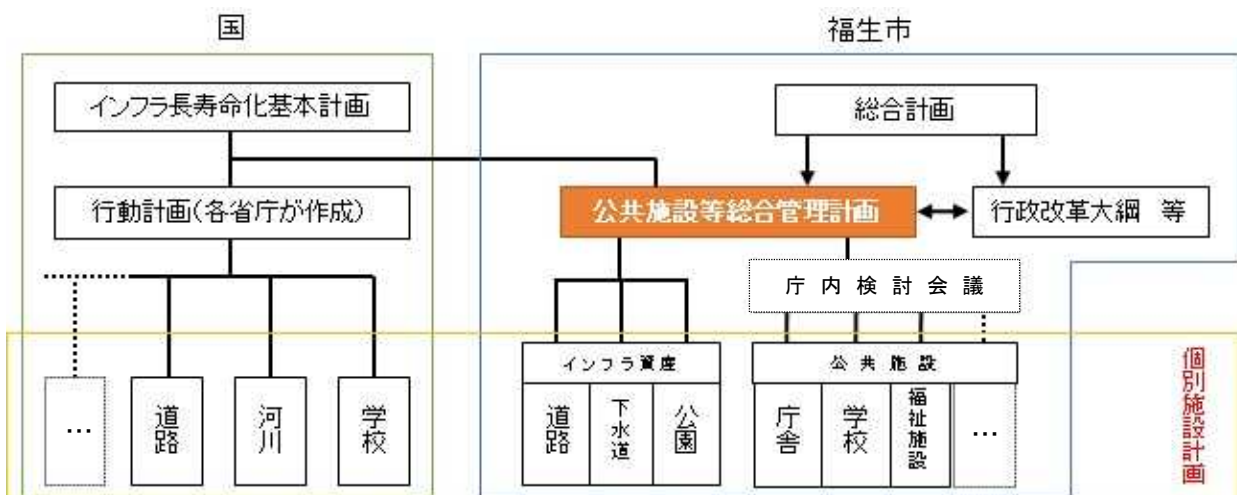
福生市（以下「本市」という。）においても、これまで拡大する行政需要や市民ニーズに対応するため多くの公共施設等を整備しており、身の丈に合った行政運営を目指しつつ、時代とともに変化する市民ニーズに対応するため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、複合化・集約化・長寿命化などを計画的に行うことを目的として「福生市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、地方の行動計画として、本市の公共施設等の今後のあり方に関する基本方針を定めるものです。

また、本市の最上位計画である「福生市総合計画（第4期）」で掲げた目指すべきまちの都市像「このまちが好き 夢かなうまち 福生」を推進し、「福生市行政改革大綱（第6次）」等との整合性を図ります。

図表 1-1 計画の位置付け



3 対象施設

(1) 公共施設

本計画の基礎資料として作成した「福生市公共施設白書」の対象施設とします。

図表 1-2 対象施設の一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積(m ²)	
普通会計	市民文化・生涯学習系施設	文化・社会教育施設	市民会館・公民館	3	9,988	
			地域会館等	9	4,569	
			プチギャラリー	1	448	
			福庵	1	158	
			図書館	4	3,896	
			その他	4	851	
			スポーツ施設	3	8,745	
		体育館	1	606		
		プール	1	606		
		野球場・競技場	2	654		
		学校教育系施設	学校	小学校	7	37,681
				中学校	3	21,367
			その他の学校教育施設	1	345	
	保健・福祉施設	児童福祉施設	児童館	2	1,471	
			学童クラブ	9	1,262	
			その他	1	345	
		高齢者福祉施設	1	4,685		
		障害者福祉施設	1	320		
		保健施設	1	1,472		
	行政系施設	庁舎等	2	10,540		
		消防・防災施設	消防施設	5	805	
			防災施設	2	219	
		清掃施設	1	4,357		
	公営住宅	公営住宅	公営住宅	5	20,094	
			自動車駐車場	1	1,381	
	その他	その他	駅公衆便所	6	148	
その他			1	71		
計			77	136,476		

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※小分類は、本市の公共施設の実情に即して分類しました。

※複合施設については、延床面積は施設毎に按分し、施設数は分類に沿ってそれぞれ計上しています。

※延床面積は、小分類ごとに端数調整しているため、記載数値の合計は計と一致しない場合があります。

(2) インフラ資産

主に社会基盤を形成する施設であり、道路・橋りょう・下水道・公園を対象とします。

図表 1-3 対象とする道路の数量

種別	延長 (km)	面積 (千㎡)
1級（幹線）市道	1.4	11.1
2級（幹線）市道	19.1	195.8
その他の市道	103.1	539.4
自転車歩行車道	5.7	19.0
計	129.4	765.3

図表 1-4 対象とする橋りょうの数量

種別	面積 (千㎡)
PC橋	0.5
RC橋	0.2
鋼橋	0.5
石橋	-
その他	0.1
計	1.3

種別	本数
15m未満	15
15m以上	4
計	19

図表 1-5 対象とする下水道の数量

種別	延長 (km)
コンクリート管、 陶管、塩ビ管	222.4
更生管	0.6
計	223.0

図表 1-6 対象とする公園の数量

種別	箇所数	面積 (千㎡)
都市公園	52	398.3
その他公園	23	10.4
計	75	408.7

※数量は、種別ごとに整数未満を端数調整しているため、記載数値の合計は計と一致しない場合があります。

4 計画期間

計画期間は平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとします。

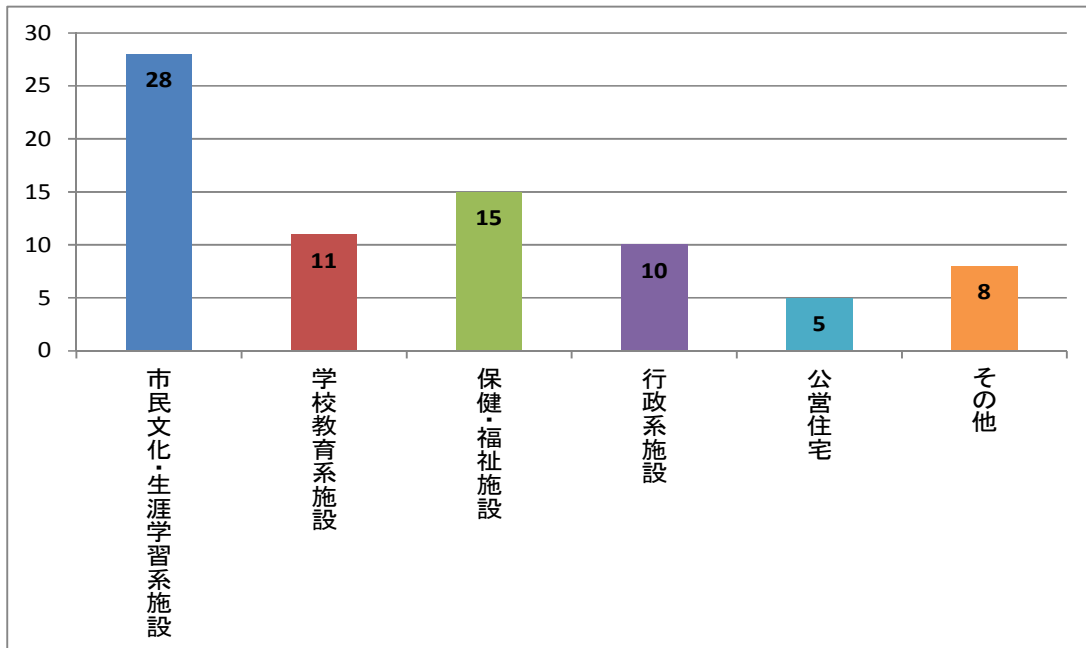
5 その他

本計画に記載されている数値等は、基礎資料として作成した「福生市公共施設白書」に基づいています。

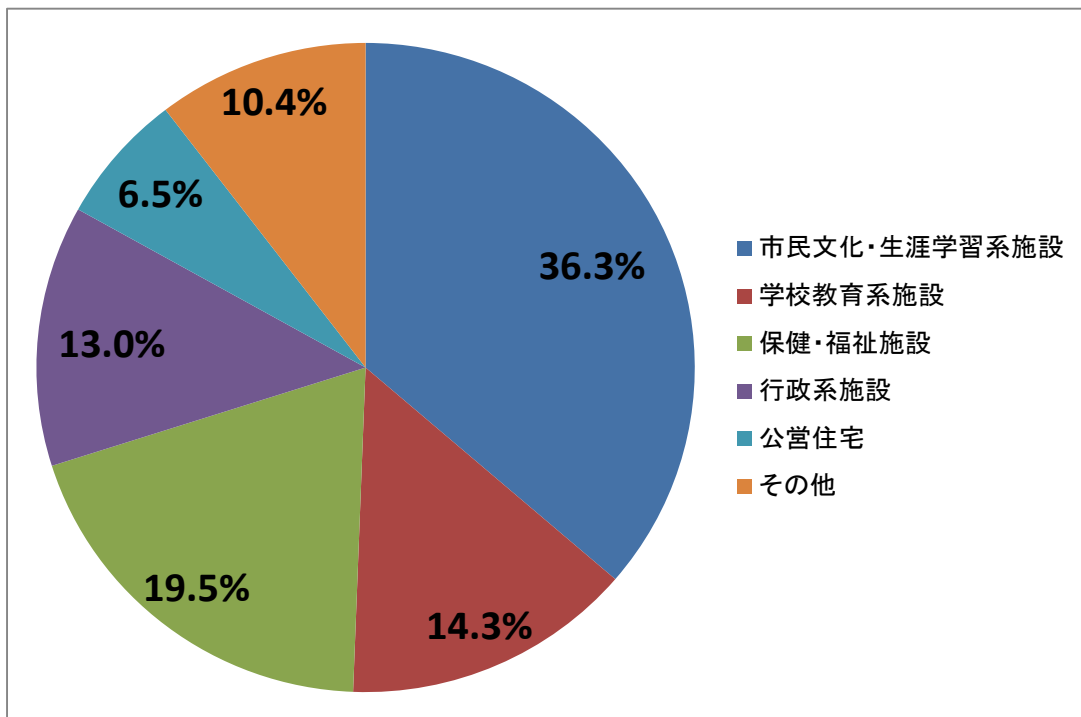
2 公共施設の状況

本市の公共施設を大分類別（2ページ、図表1－2参照）に見ると、市民文化・生涯学習系施設が最も多く、次に保健・福祉施設、学校教育系施設、行政系施設、公営住宅と続いています。最も多い市民文化・生涯学習系施設が全体のおよそ3分の1を占めています。

図表 2-2 大分類別の施設数

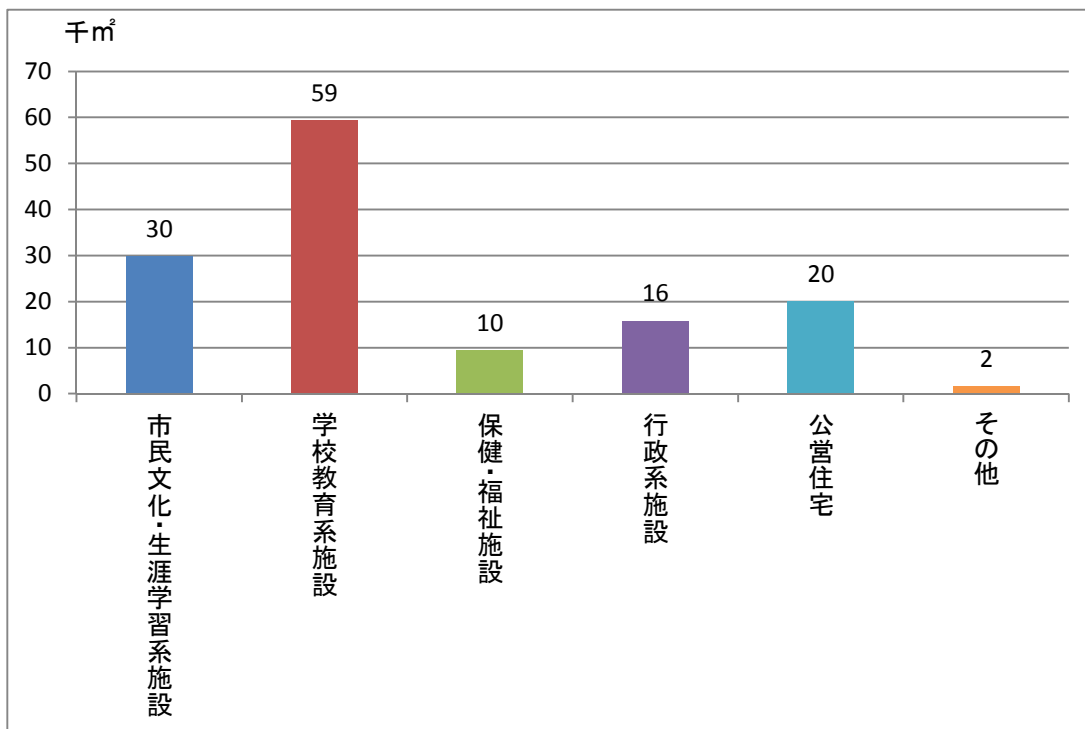


図表 2-3 大分類別の施設数割合

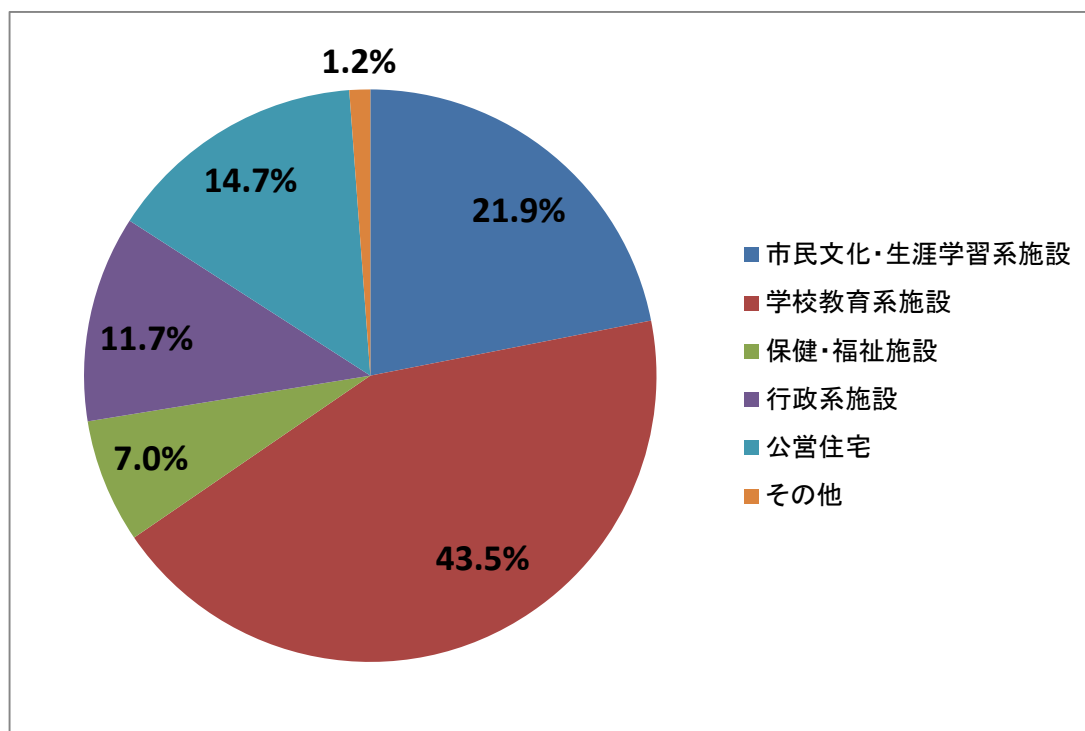


大分類別の延床面積を見ると、学校教育系施設が全体のおよそ4割、次に市民文化・生涯学習系施設と続きます。これら二つの分類で、全体のおよそ3分の2を占めています。

図表 2-4 大分類別の延床面積



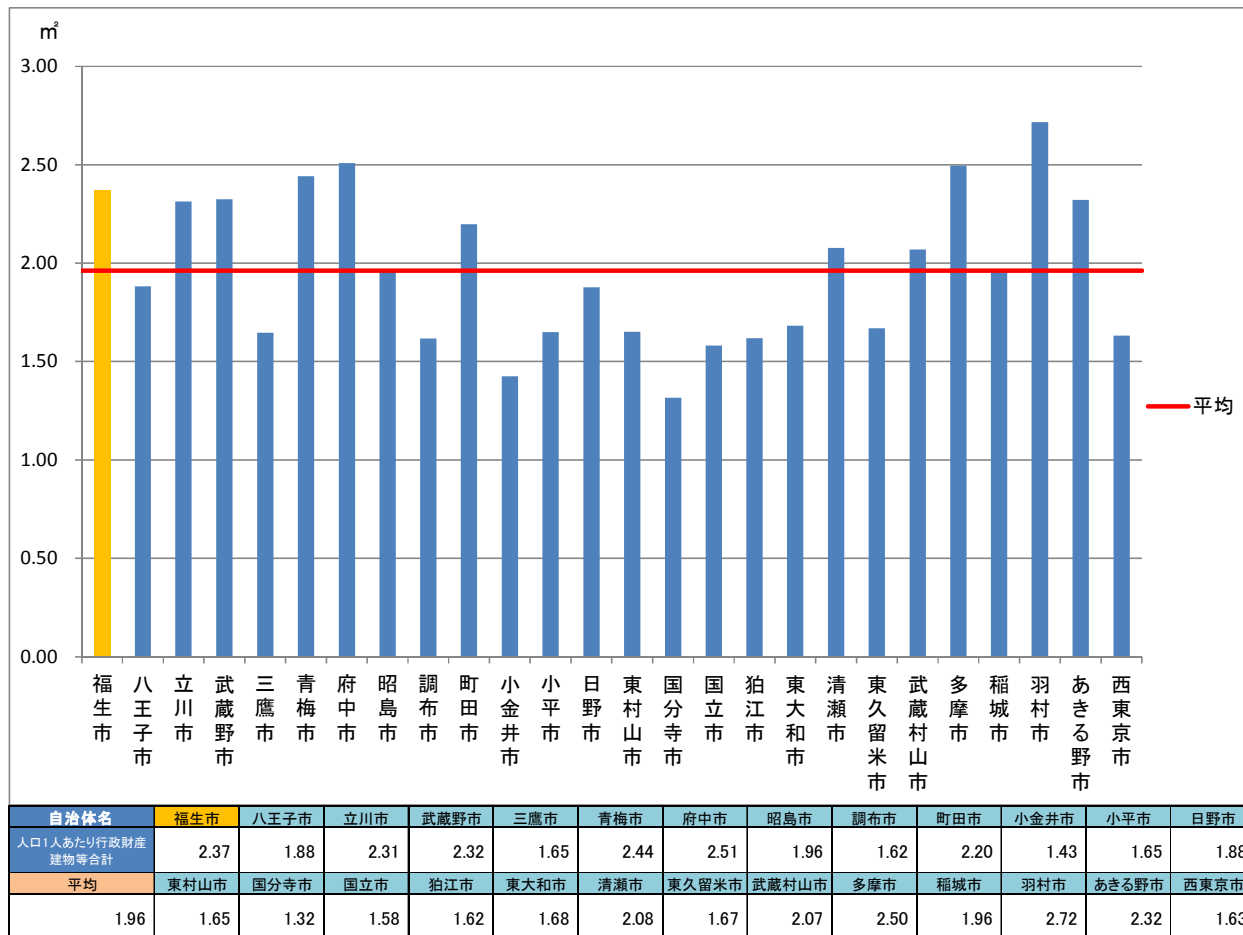
図表 2-5 大分類別の延床面積割合



都内 26 市の人口一人当たり行政財産建物延床面積を比較すると、本市は 2.37 m²で、都内 26 市の平均値は 1.96 m²となっています。また、数値が最大の自治体は羽村市で 2.72 m²、最小の自治体は国分寺市で 1.32 m²となっています。

本市は、都内 26 市の平均値に比べて 0.41 m² (20.9%) 高い水準となっています。

図表 2-6 都内 26 市の一人当たり行政財産建物延床面積



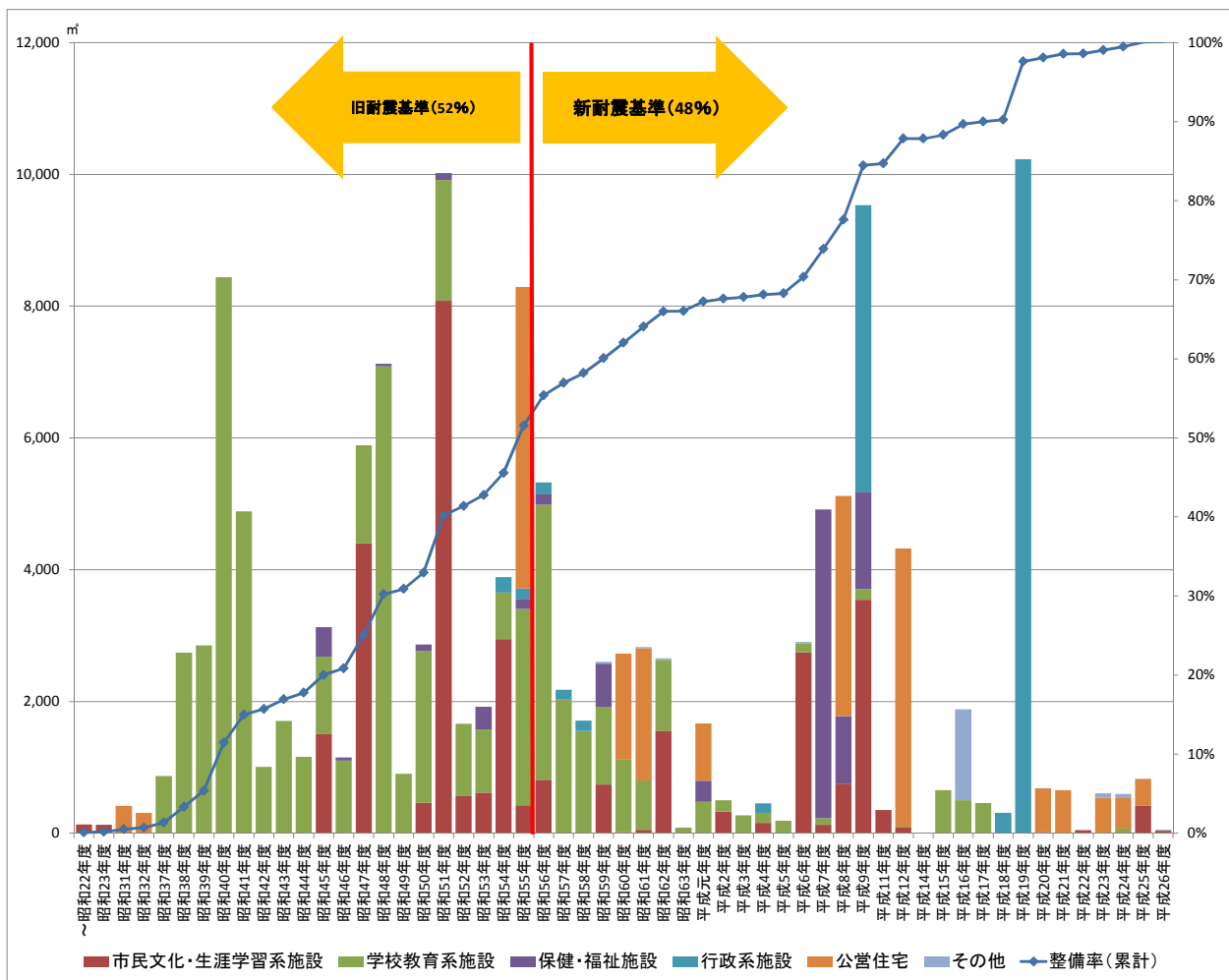
※「一人当たり行政財産建物延床面積」は、行政財産建物延床面積については「公共施設状況調経年比較表(平成 25 年)」(総務省)、人口については平成 22 年国勢調査の数値を用いて算定しています。

※行政財産とは、市において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産をいいます。行政財産は、庁舎や消防施設など市が直接使用する公用財産、学校や図書館など市民が共同利用する公共用財産から構成されています。

公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和 38 年度から昭和 55 年度まで、平成 6 年度から平成 12 年度までに整備されたものが多くなっています。また、平成 19 年度の行政系施設は、庁舎の更新によるものです。

福生市では、「福生市耐震改修促進計画」に基づき公共建築物の耐震化率は概ね 100%を達成していますが、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 56 年度以前に整備されたものが全体の 52%にのぼり、老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることがわかります。昭和 56 年度以前に整備された公共施設を大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設や、市民文化・生涯学習系施設が大部分を占めています。

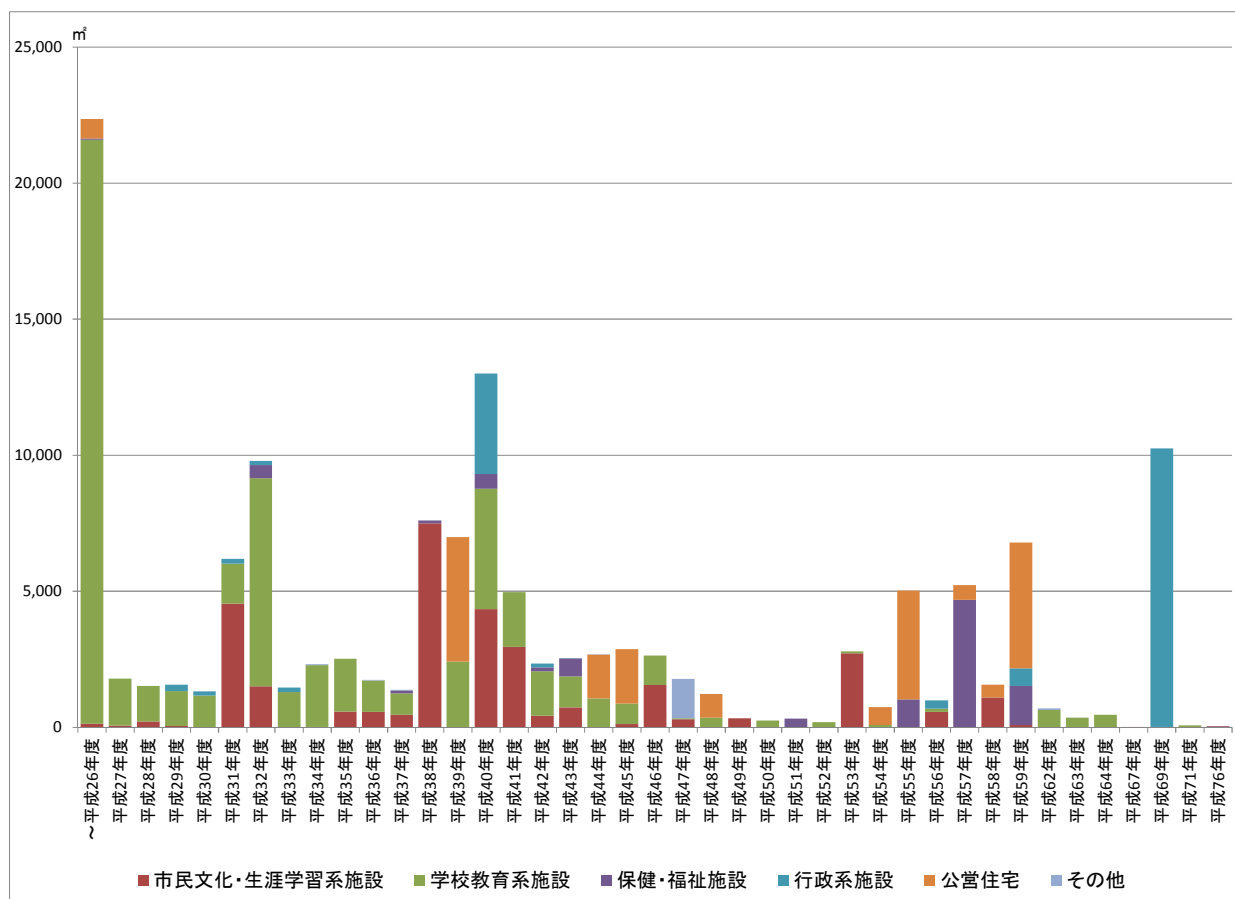
図表 2-7 大分類別の建築年度別延床面積の推移



公共施設の延床面積を耐用年数が到来する年度ごとに見ると、既に耐用年数が到来しているものが 22,364 m²で全体の約 16%を占めていて、その多くが学校教育系施設で 21,461 m²となっています。また、平成 32 年度が 9,792 m²、平成 40 年度が 13,010 m²、平成 69 年度が 10,245 m²と大きくなっています。

今後、耐用年数到来年度が断続的に訪れることにより、公共施設の更新による財政負担が課題となってくる状況が想定されます。

図表 2-8 耐用年数到来年度別の大分類別延床面積

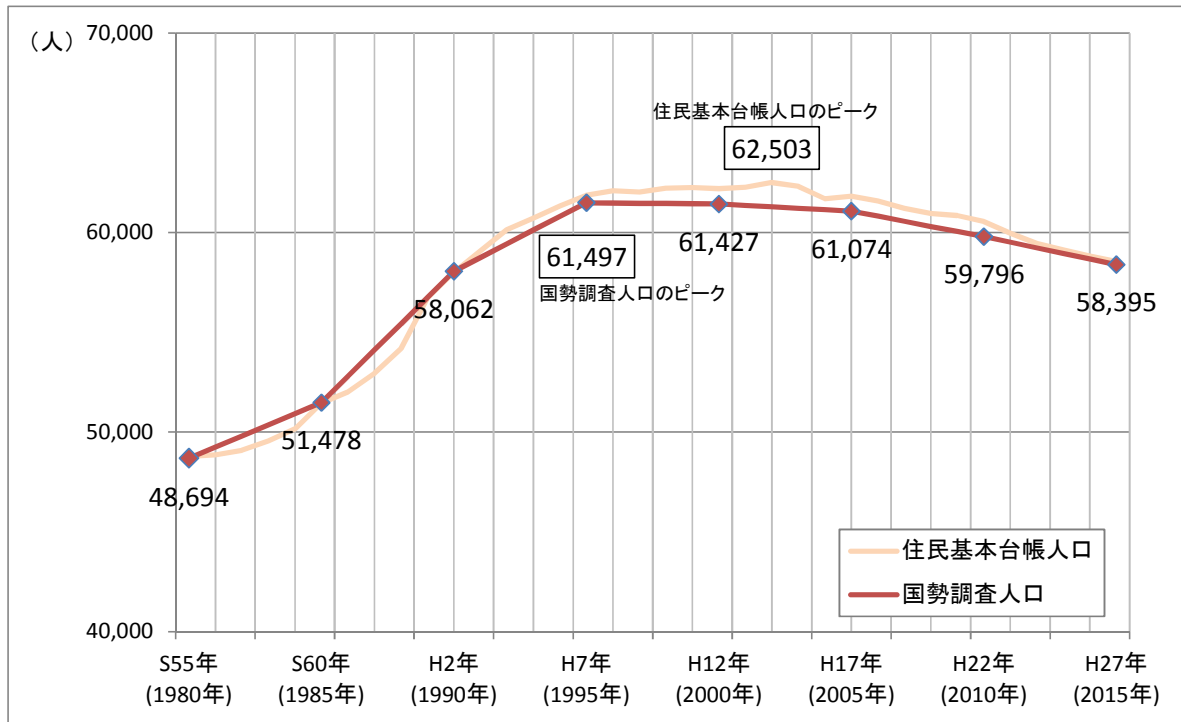


※耐用年数到来年度とは、資産が建築年度から耐用年数（利用に耐えると見積もられる年数）を経過した年度のことをいいます。

3 人口動向

本市は、都心のベッドタウンとして宅地化が進み、人口増加を続けてきましたが、国勢調査では平成7年、住民基本台帳では平成14年をピークに人口減少に転じ、平成27年の国勢調査人口は58,395人、住民基本台帳人口は58,553人となっています。

図表 2-9 市全体の人口の推移



出典：総務省「国勢調査」及び住民基本台帳人口
 ※年齢不詳人口を含みます。
 ※日本人、外国人を含みます。

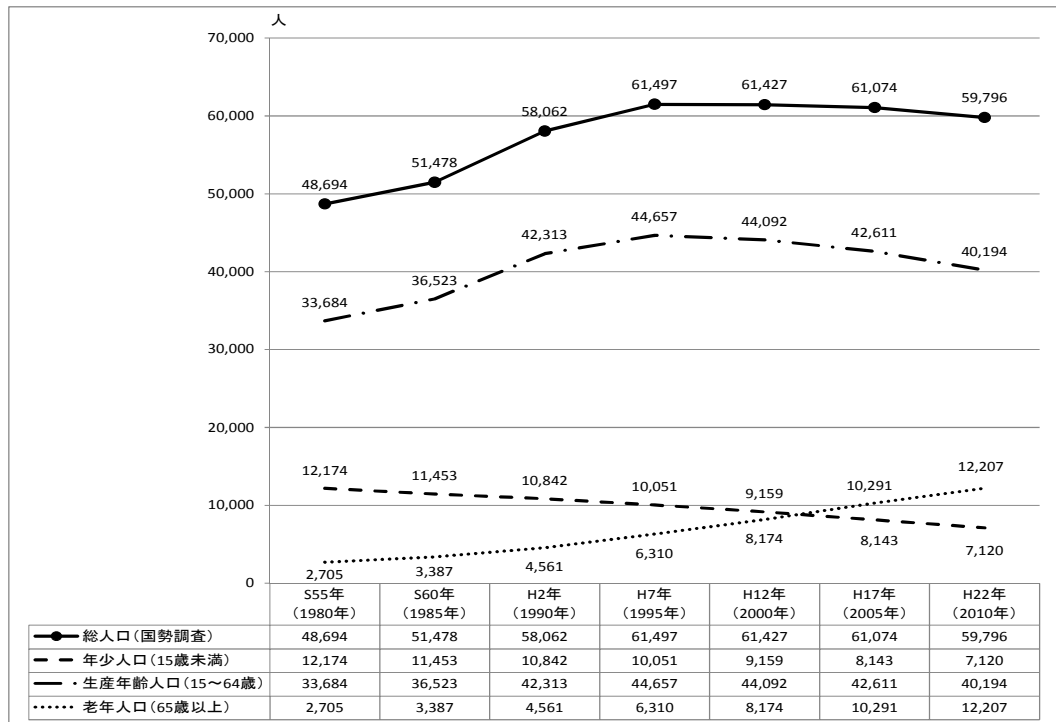
図表 2-10 国勢調査人口と住民基本台帳人口の違い

データ名称	概要
国勢調査人口	市内に居住している市民の数を示す人口 ※住民登録の有無を問わない ※調査が5年に1回
住民基本台帳人口	市内に住民登録を行っている人口

本市の人口を年齢3区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年にピークを迎え、以降は減少し続けています。年少人口（15歳未満）においても、昭和55年には約1.2万人となっていたが、平成22年には約7千人にまで減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は急増しており、昭和55年には約3千人でしたが、平成22年には約1.2万人（約4倍）となっています。

年少人口の割合は一貫して減少し、老年人口の割合は一貫して増加しており、平成17年を境に老年人口の割合が、年少人口の割合を上回っています。

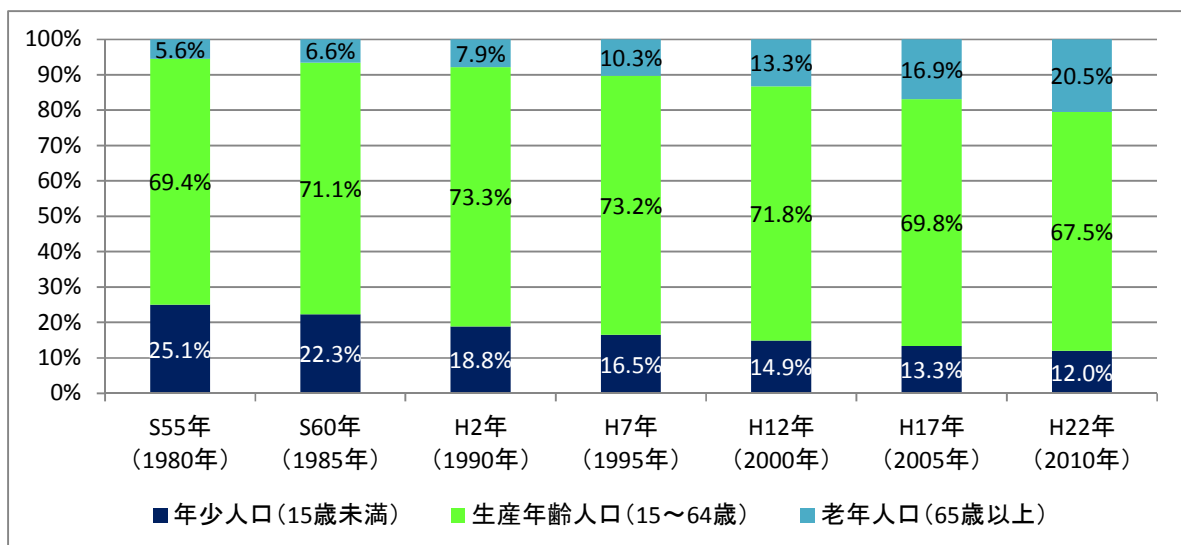
図表 2-11 年齢3区分別人口の推移



※年齢3区分人口には年齢不詳人口を含まないため、総人口とは一致しません。

出典：総務省「国勢調査」

図表 2-12 年齢3区分別人口割合の推移



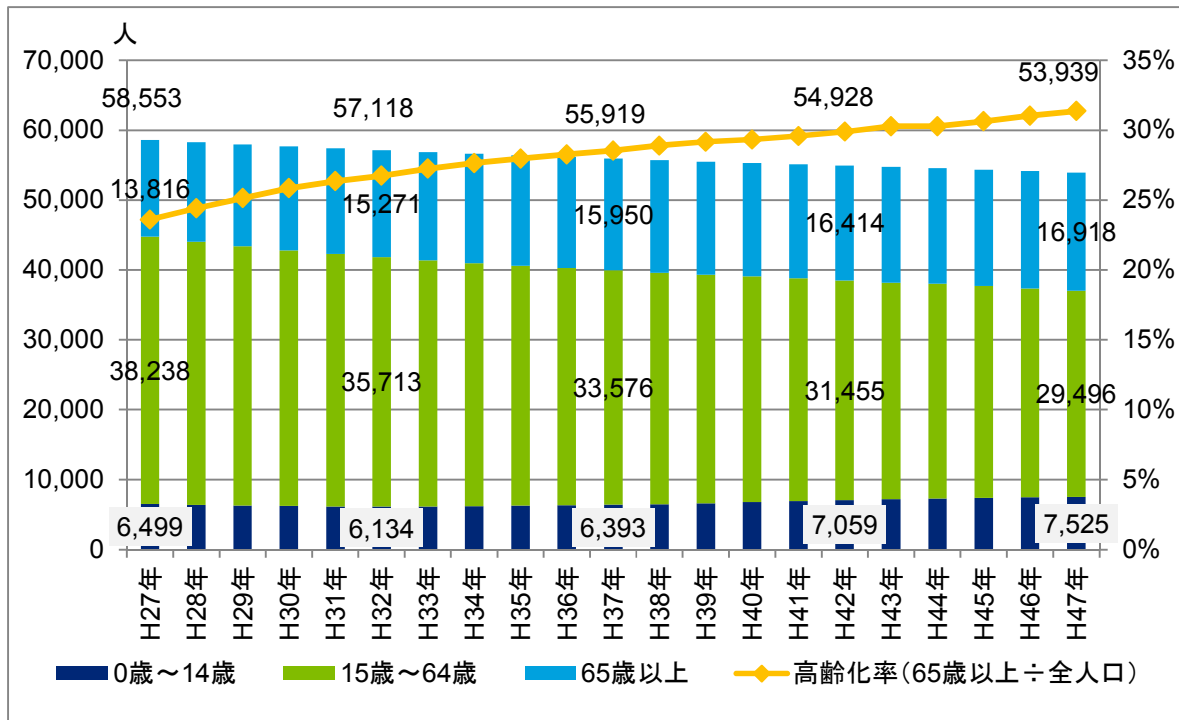
※年齢不詳人口を除きます。

出典：総務省「国勢調査」

年齢3区分別人口の将来推計を見ると、平成28年3月に策定された「福生市人口ビジョン及び総合戦略」では、平成27年の58,553人が平成47年には53,939人と、20年間で約7.9%減少することが見込まれています。

人口構成については、15～64歳の生産年齢人口が大幅に減少（約22.9%）する一方で、65歳以上の老年人口が今後20年程度は増加（約22.5%）することから、高齢化が一層進行することが予想されます。

図表 2-13 年齢3区分別人口の将来推計

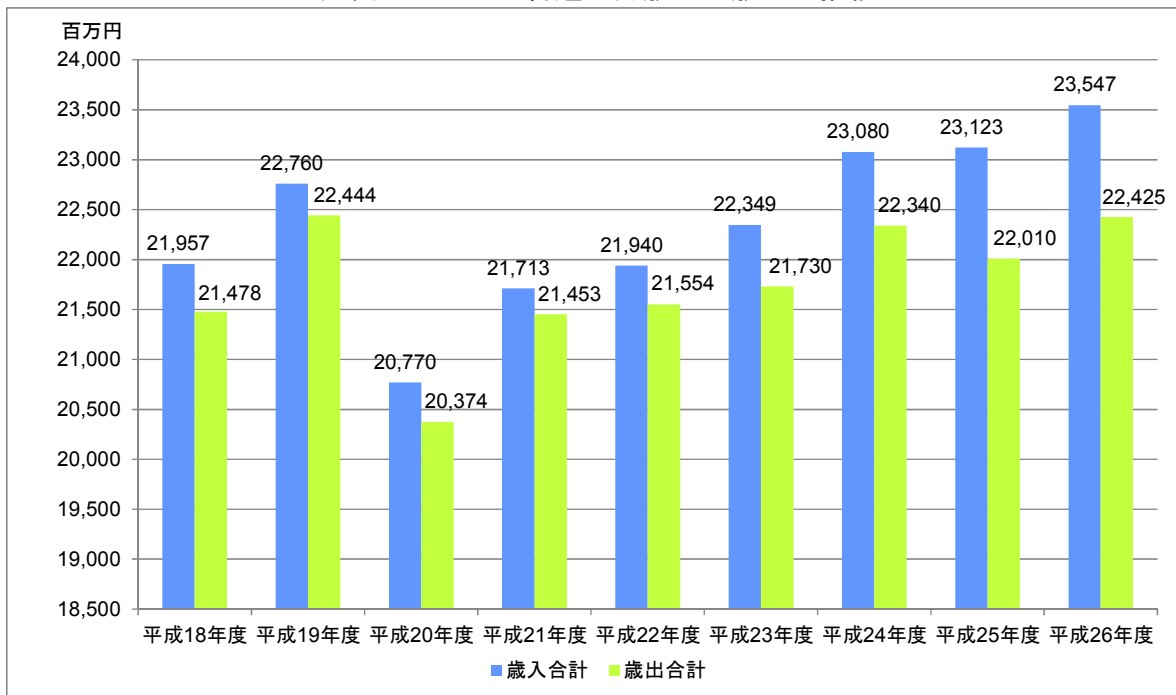


4 財政の現況と課題

(1) 財政規模

本市の普通会計の財政状況の推移を見ると、平成20年度に新庁舎建設事業終了の影響により一時的に減少しましたが、その後は増加傾向にあります。平成26年度には、歳入が約235億円、歳出が約224億円となっています。

図表 2-14 普通会計歳入・歳出の推移

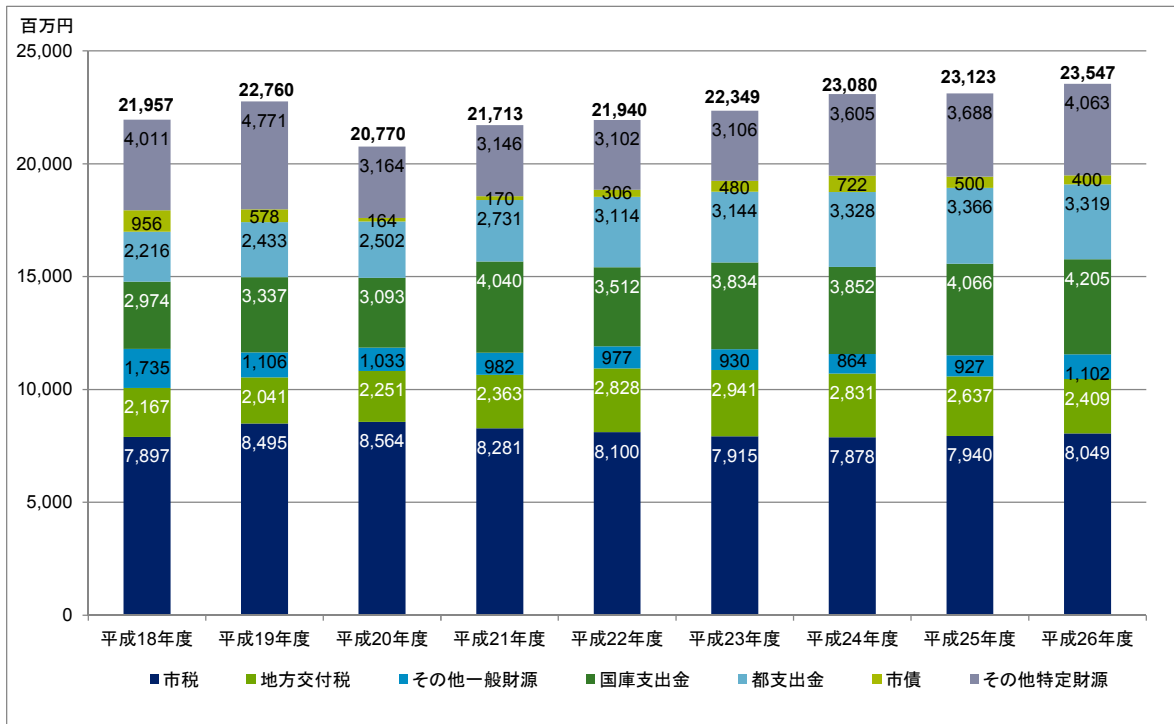


(2) 歳入

歳入の推移を見ると、平成20年度に新庁舎建設事業終了に伴い一時的に減少しましたが、その後は再び増加傾向となり、平成26年度には約235億円に達しています。

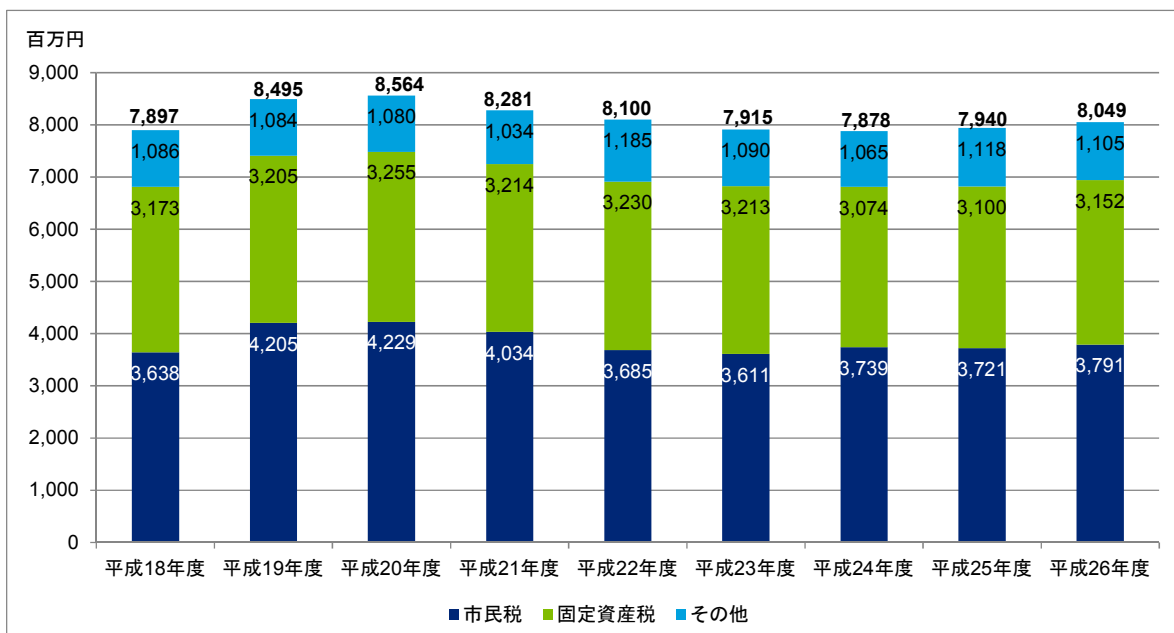
市債は、平成20年度に一時的に減少しましたが、その後は5億円前後で推移しており、国庫支出金や都支出金、繰入金や寄附金などのその他特定財源は、概ね増加傾向にあります。

図表 2-15 普通会計歳入の推移



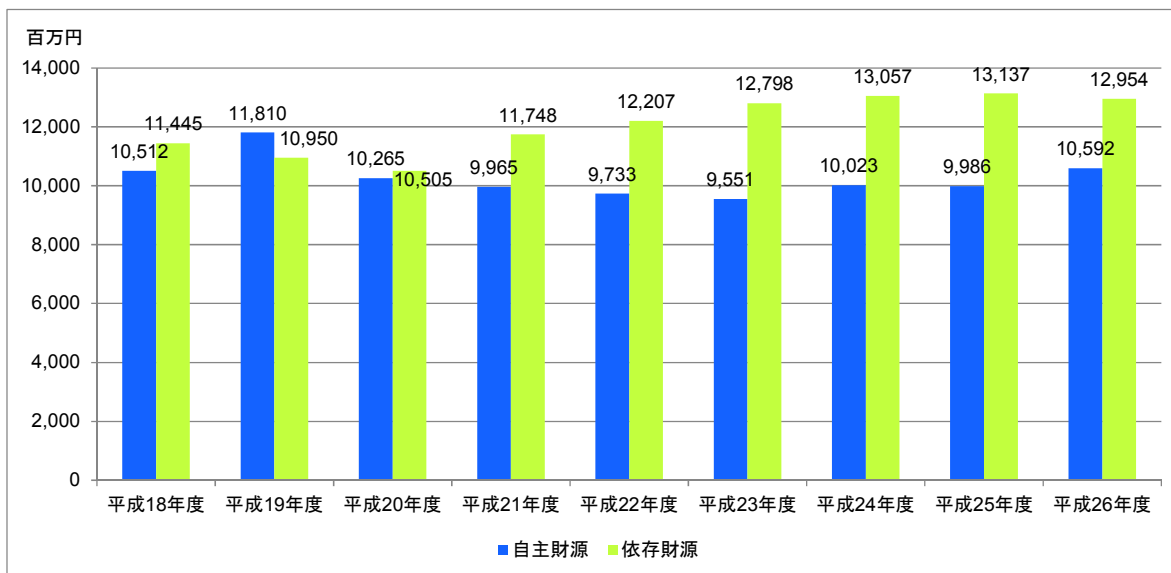
市税収入は、平成20年度の86億円をピークに減少傾向にありましたが、平成26年度は前年より微増し、ほぼ横ばいで推移しています。

図表 2-16 市税収入の推移



市税収入などの自主財源は、100 億円前後で推移しています。一方、地方交付税などの依存財源は、平成 26 年度には約 130 億円まで増加しており、自主財源 45.0%に対し依存財源の占める割合は 55.0%に達しています。

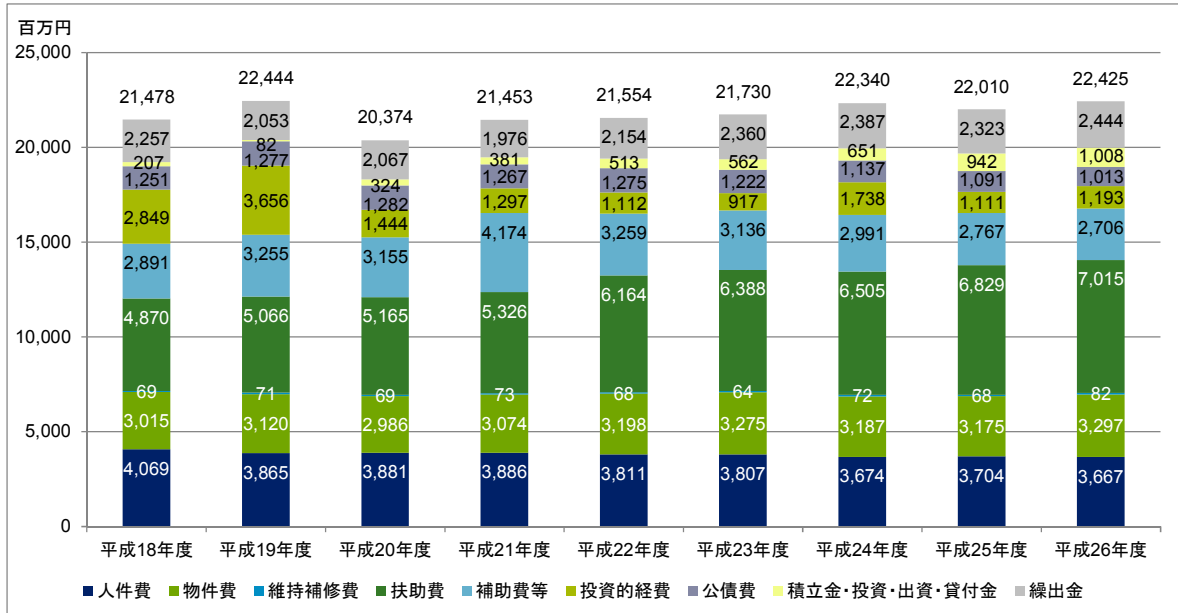
図表 2-17 自主財源・依存財源の推移



(3) 歳出

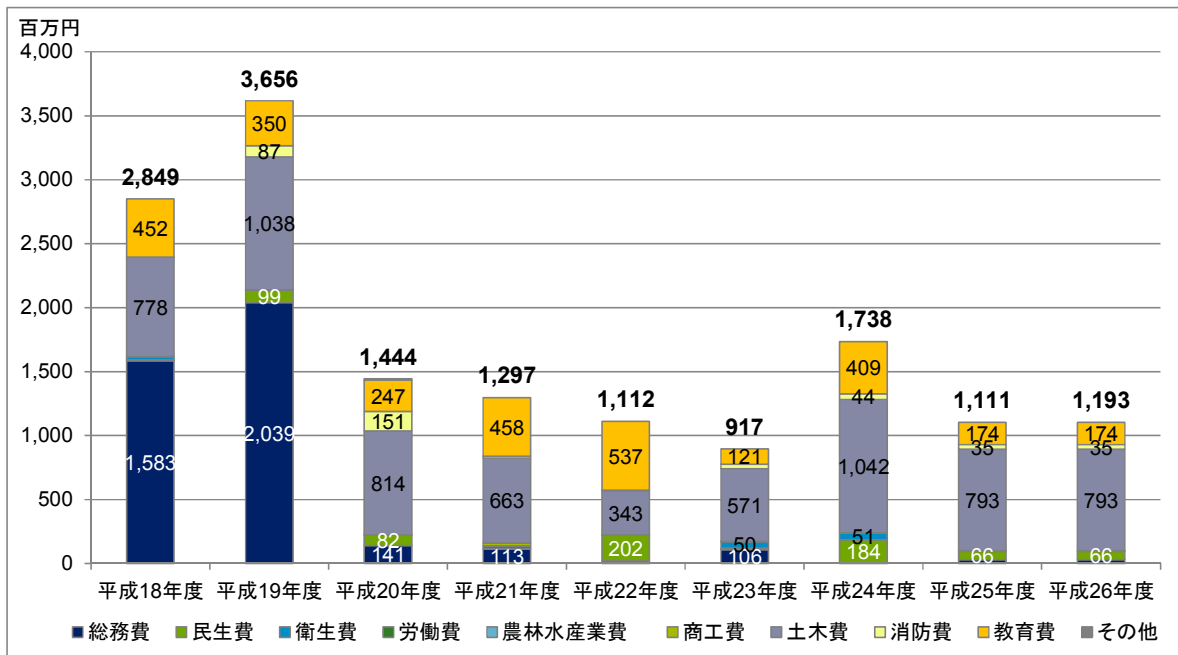
歳出の推移を見ると、扶助費が国の施策や景気の動向による生活保護費などの増大により、年々増加傾向にあります。投資的経費は、新庁舎建設事業終了後の平成20年度以降、10億円前後で推移しています。公債費は年々減少傾向で推移しています。

図表 2-18 普通会計歳出の推移



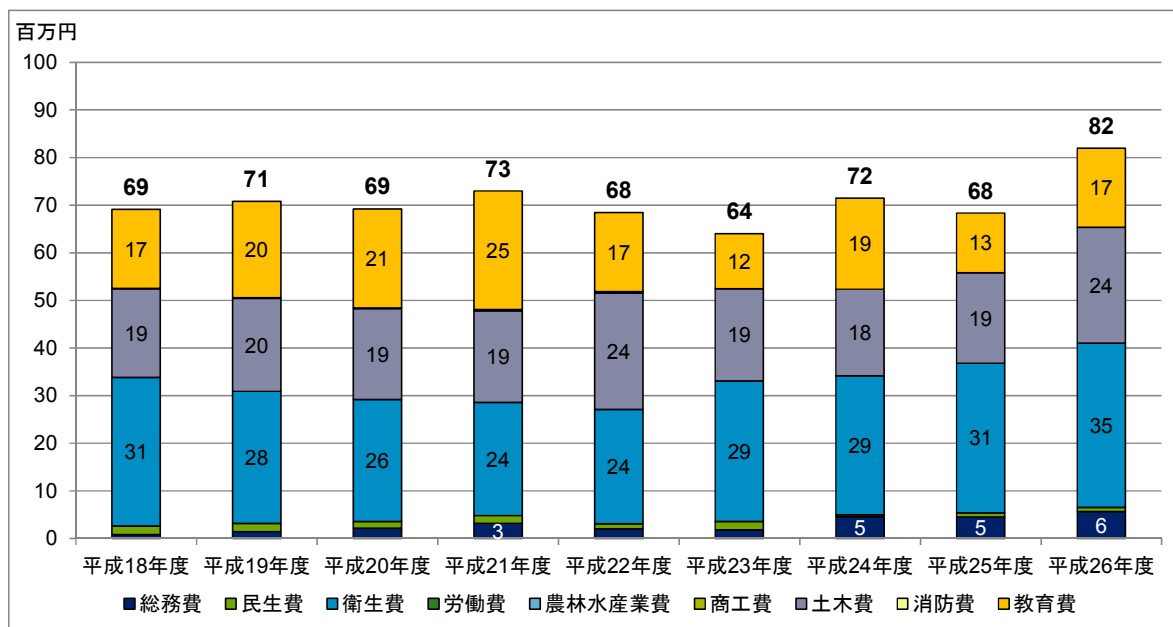
投資的経費（普通建設事業費）の過去9年平均額は約17億円（各年9～36億円程度）であり、道路・橋りょうなどの土木費が45.1%、庁舎などの総務費が26.8%を占めています。

図表 2-19 投資的経費の推移



維持補修費の過去9年間平均額は約70百万円（各年64～82百万円程度）であり、衛生費が約4割を占めています。

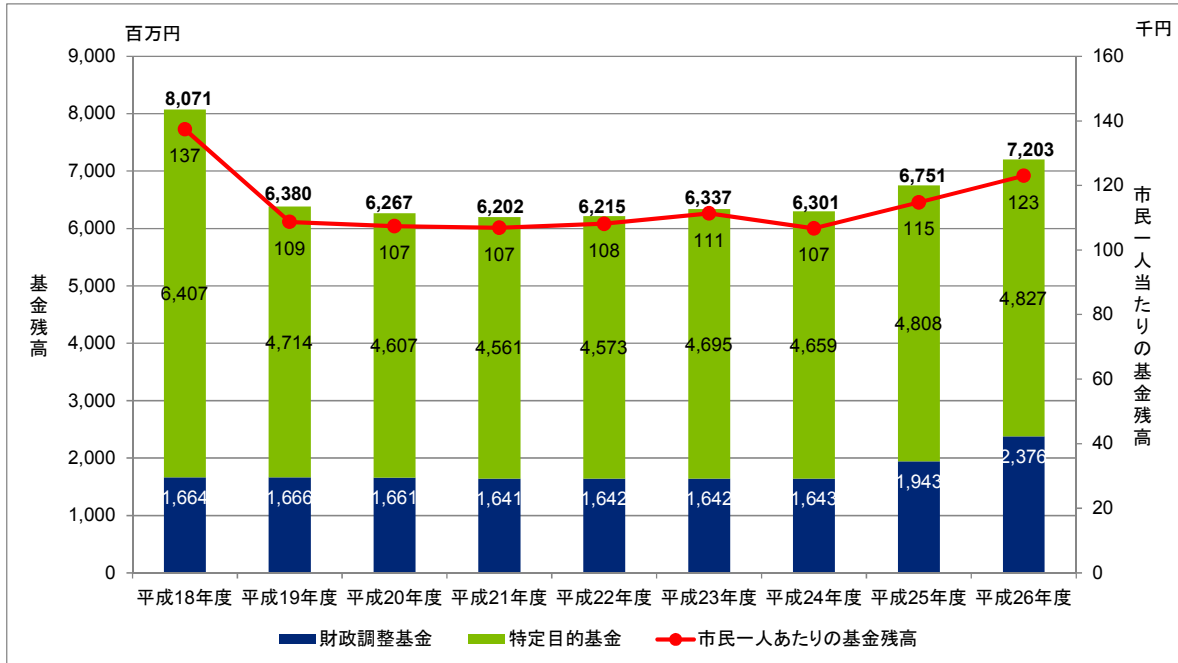
図表 2-20 維持補修費の推移



(4) 基金・市債残高の推移

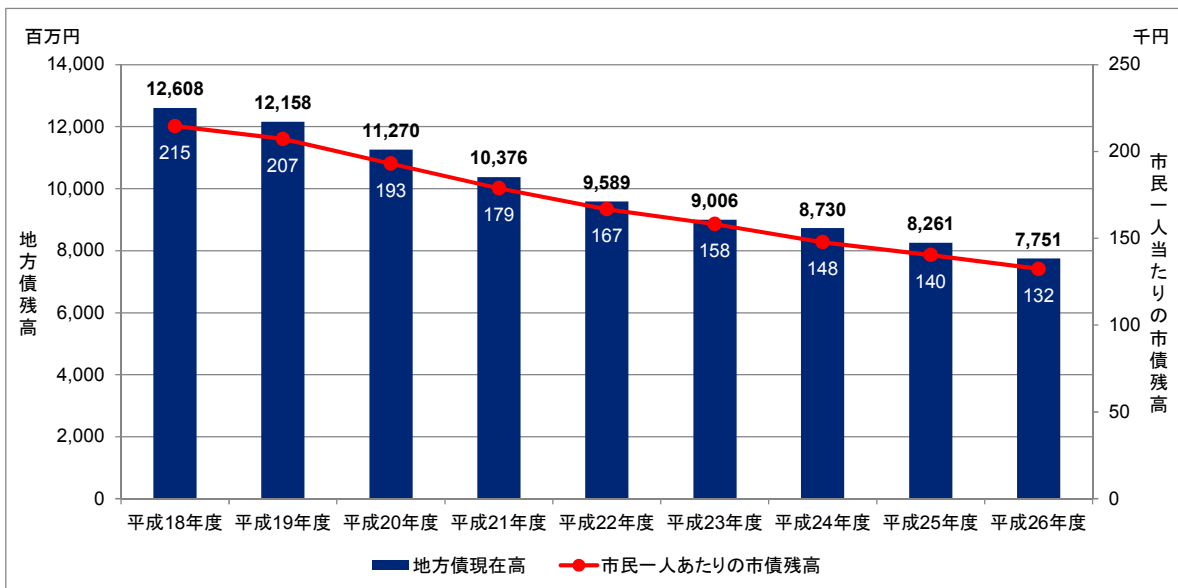
基金残高の推移を見ると、新庁舎建設事業に伴う基金の取崩し等により、平成19年度以降は60億円前後で推移していましたが、平成26年度には増加して約72億円となっています。平成26年度の市民一人当たりの基金残高は約12万円となっています。

図表 2-21 基金残高の推移



市債残高の推移を見ると、平成18年度の126億円から、年々減少傾向で推移し、平成26年度には約78億円に減少しました。市民一人当たりの市債残高は約13万円となっています。

図表 2-22 市債残高の推移

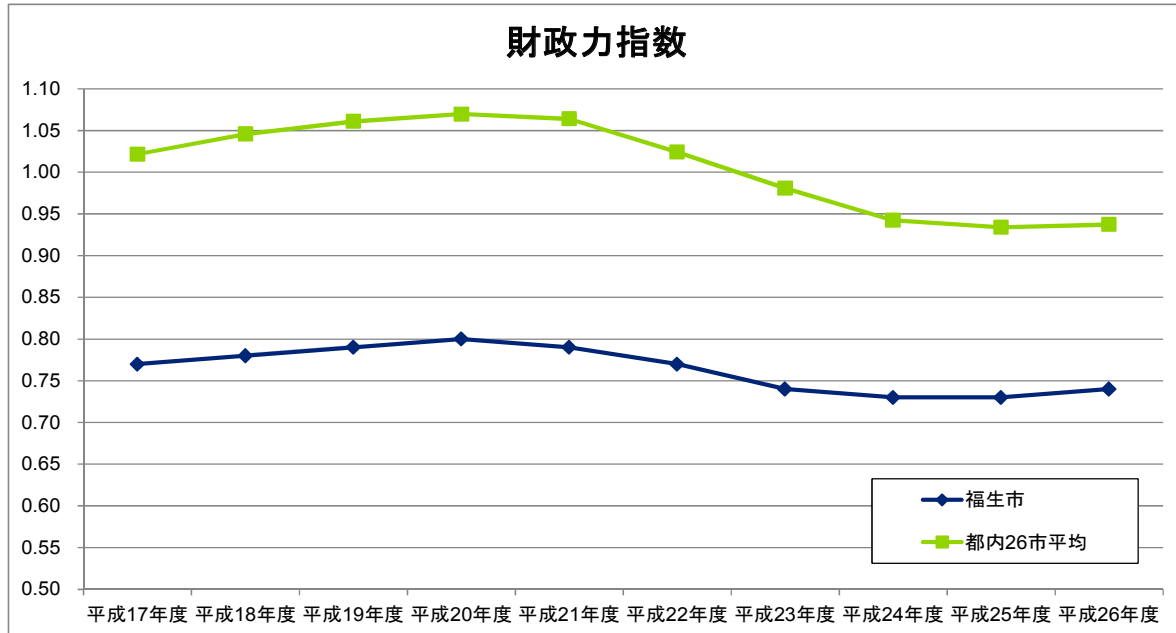


(5) 財政指標の状況

財政力指数とは、財政基盤の強さや余裕度を示す指標で、この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど、財源に余裕があるといえます。

平成26年度では、本市は0.744、都内26市平均は0.937となっています。

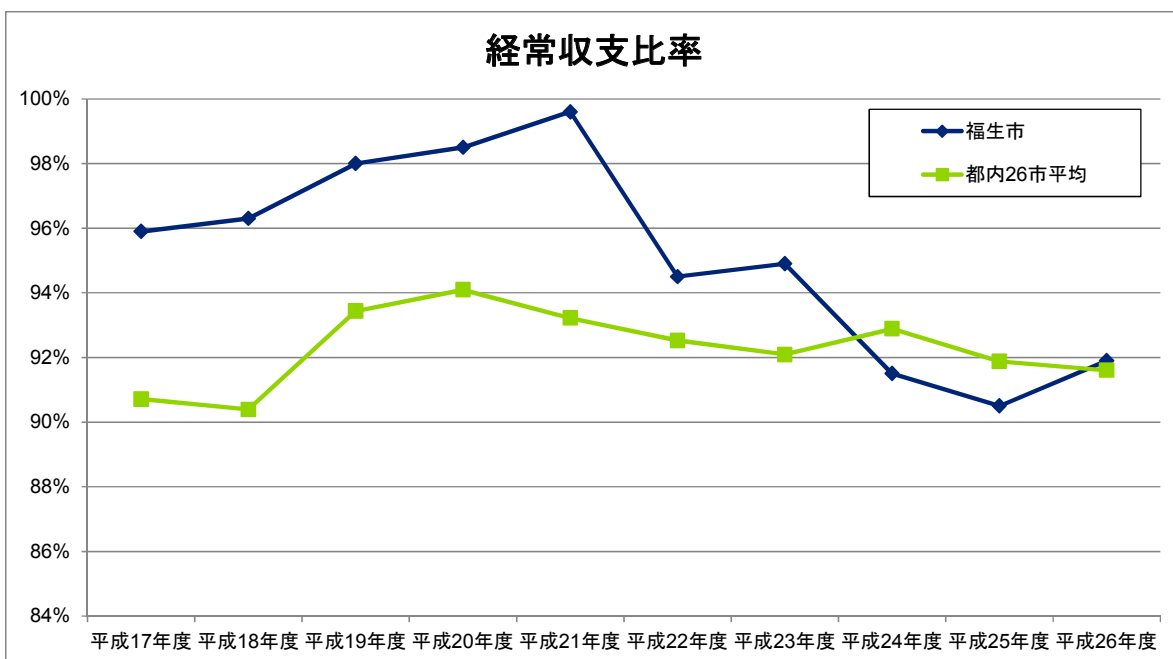
図表 2-23 財政力指数の推移



経常収支比率とは、財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、財政が硬直化しており新たな行政需要の発生や経済変動への対応が困難であるといえます。

平成26年度では、本市は91.9%、都内26市平均は91.6%となっています。

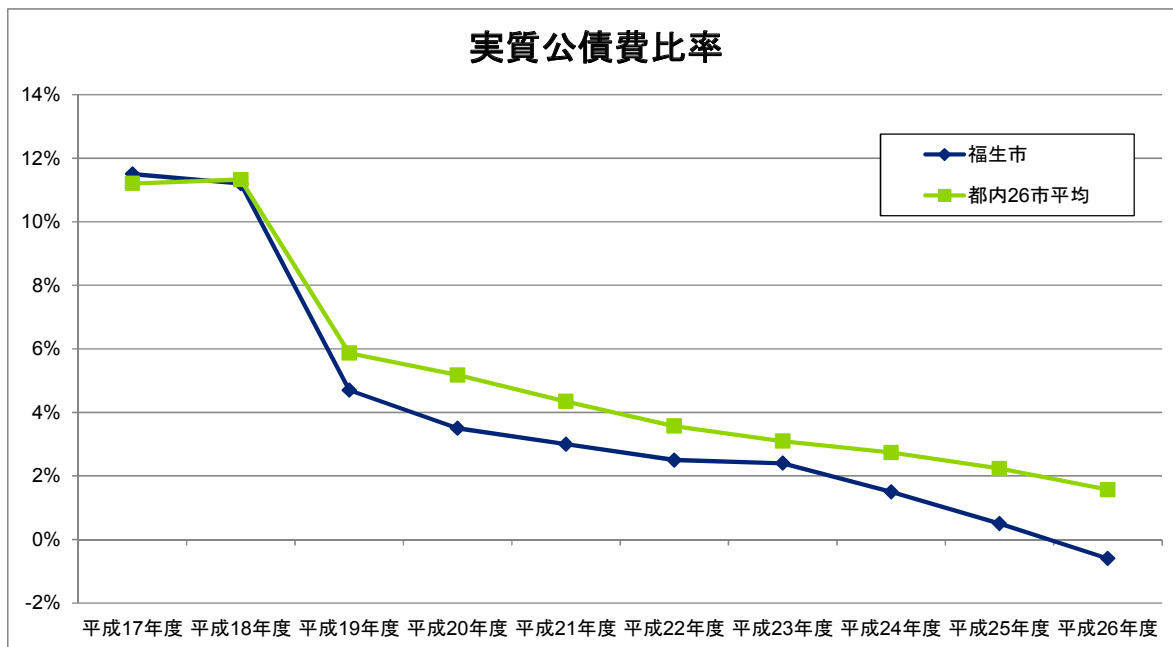
図表 2-24 経常収支比率の推移



実質公債費比率とは、収入に対して市債の返済がどの程度の割合を占めているかを示す指標で、資金繰りの程度を表しています。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、早期健全化基準（警戒ライン）が 25%超、財政再生基準（危険ライン）が 35%超とされています。

平成 26 年度では、本市は△0.6%、都内 26 市平均は 1.6%となっています。

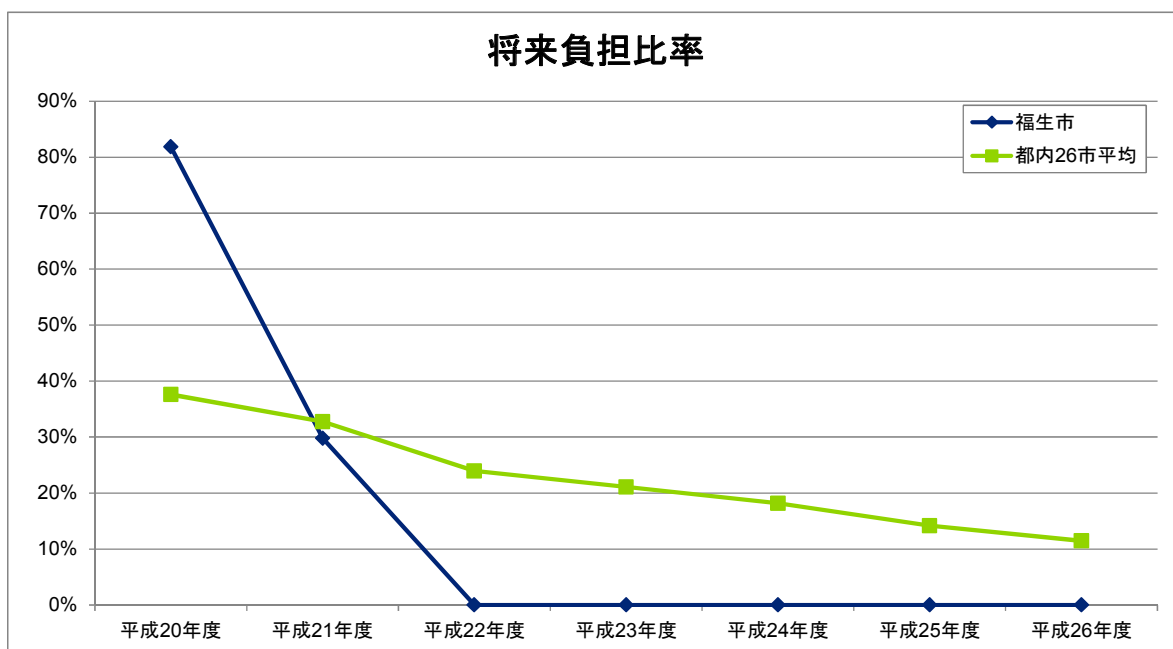
図表 2-25 実質公債費比率の推移



将来負担比率とは、市債残高など将来支払わなければならない負債が収入に対してどの程度なのかを示す指標で、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを表しています。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、早期健全化基準（警戒ライン）が 350%超とされています。

平成 26 年度では、本市は 0.0%、都内 26 市平均は 11.5%となっています。

図表 2-26 将来負担比率の推移



(6) 公共施設等の将来の更新費用の算出

① 公共施設の将来の更新費用

本市が保有する公共施設を耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、これからの40年間（平成27～66年度）の更新費用の総額は588.0億円で、試算期間における平均費用は年間14.7億円となります。

これまでの5年間（平成22～26年度）の公共施設にかけてきた投資的経費（既存更新分及び新規整備分）は、年平均12.3億円ですので試算期間における平均費用が直近の投資的経費を上回っています。また、既存の施設の更新にかけてきた金額は年平均6.8億円しかありません。直近の既存更新分と、これからかかる更新費用を比べた場合、これまでの2.2倍程度の支出が必要となり毎年7.9億円の増加が見込まれます。

② 公共施設とインフラ資産の将来の更新費用

福生市が保有する公共施設とインフラ資産の更新費用を加えた公共施設等のこれからの40年間の更新費用の総額は898.1億円で、試算期間における平均費用は年間22.5億円となります。これは、公共施設のみ更新を考えた場合の14.7億円と比べて1.5倍となります。

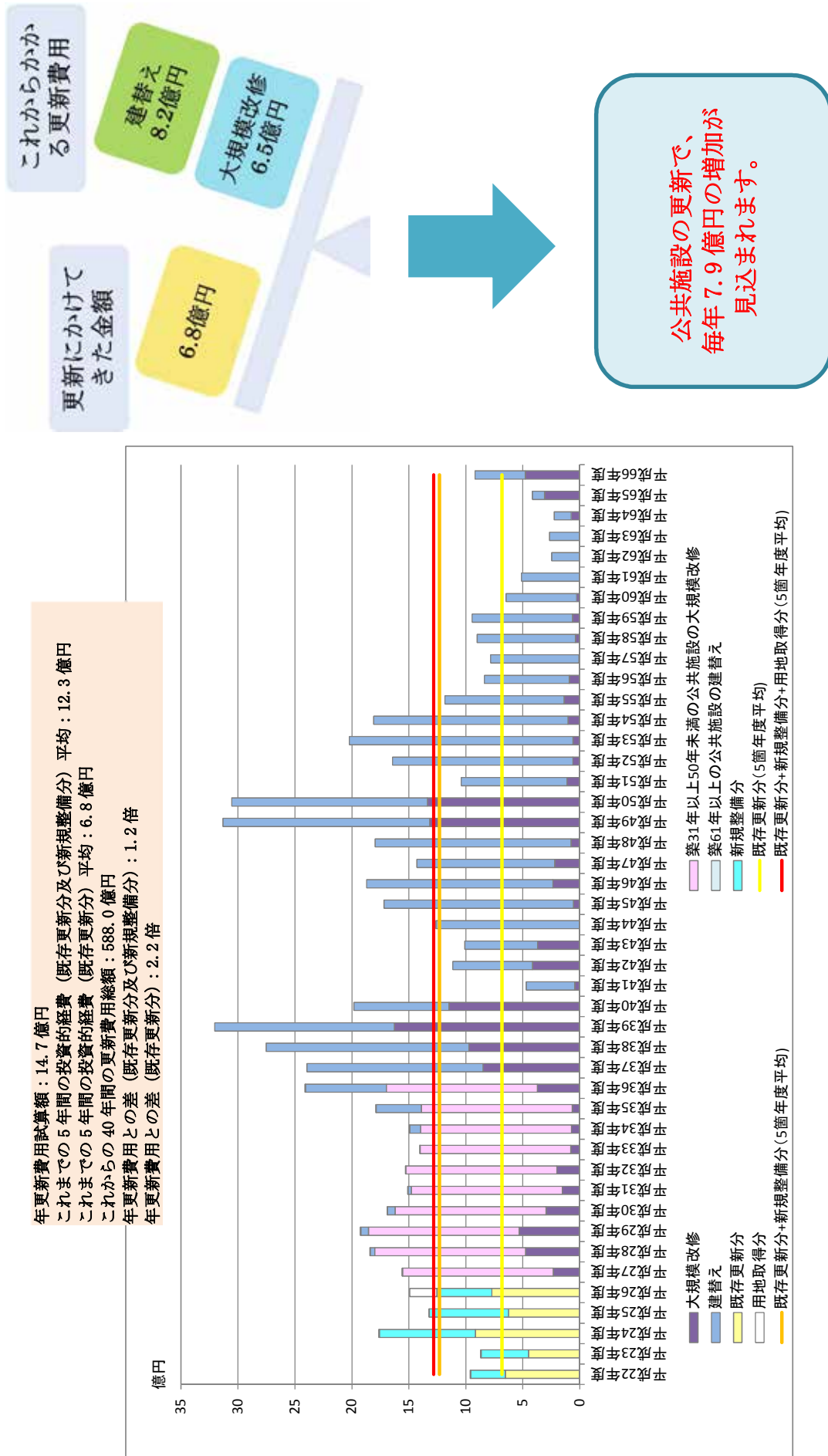
過去5年間（平成22～26年度）における公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均18.4億円ですので、現状の約1.2倍の費用がかかる試算となります。

既存の施設等の更新にかけてきた金額は年平均10.3億円で、これからかかる更新費用と比べた場合、今後40年間でこれまでの2.2倍程度の支出が必要となります。

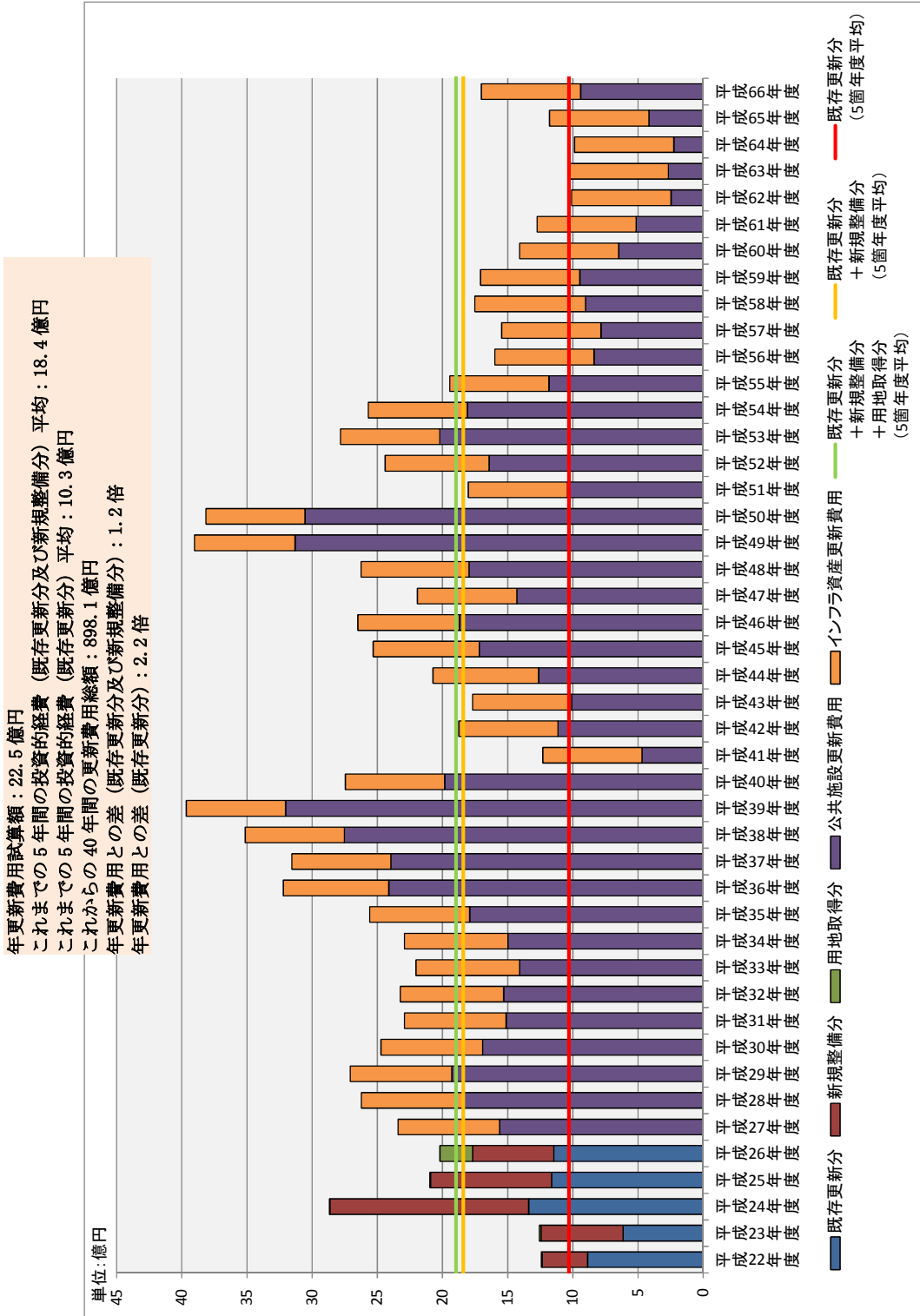
全ての期間において公共施設等に関する更新や大規模改修のためのコストが不足するというわけではありませんが、平成36～39年度や平成49～50年度など集中する時期がありますので、全庁的な観点からの計画性をもって取り組んでいくことが必要です。



図表 2-2-7 公共施設の更新費用試算



図表 2-2-8 公共施設とインフラ資産の更新費用試算



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 高齢化の影響により変化するニーズへの対応

本市の人口は、平成14年の62,503人（住民基本台帳人口）をピークに減少に転じ、平成27年時点では58,553人まで減少しています。今後もこの傾向は継続することが考えられ、平成47年には53,939人まで減少すると推計されています。これと同時に、生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、高齢化の進展が見込まれます。

これらに伴う世代構成の変化により、公共施設へのニーズも変わり、ニーズに応じた用途変更や機能付加などが求められるようになることが予想されるため、それぞれの特性に合わせた規模や機能の程度について、検討していく必要があります。

(2) 老朽化への対応

昭和40年代から昭和50年代にかけて学校教育系施設や市民文化・生涯学習系施設が集中的に整備され、その多くが今後耐用年数を迎えることとなり、老朽化の問題に直面しています。全国的には、公共施設の経年劣化等による事故例も目立ち始めており、抜本的な老朽化対策を進めると同時に、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 維持更新にかかるコストへの対応

本市の財政力指数は都内26市の中でも低く推移しており、今後も市税収入等の大幅な増加は見込めない状況です。また、多様化する行政需要への対応や高齢化の進展に伴う扶助費等の増加など、財政状況はより厳しくなることが予想されます。

一方で、都内26市の人口一人当たり行政財産建物延床面積では、都内26市の平均値に比べて20%以上高い水準となっています。

更には、公共施設の今後の更新費用が毎年7.9億円増加するという試算もあり、全ての公共施設をこれまでどおりに維持していくことは大変困難な状況になっています。

(4) まちの活力維持への対応

本市を中学校区別に見た場合、二中地区は福生駅が存在するなど、まちの中心として位置付けられる地区となっていますが、今後、人口減少や高齢化が進むことが見込まれており、地域の活性化が必要になっていくと考えられます。

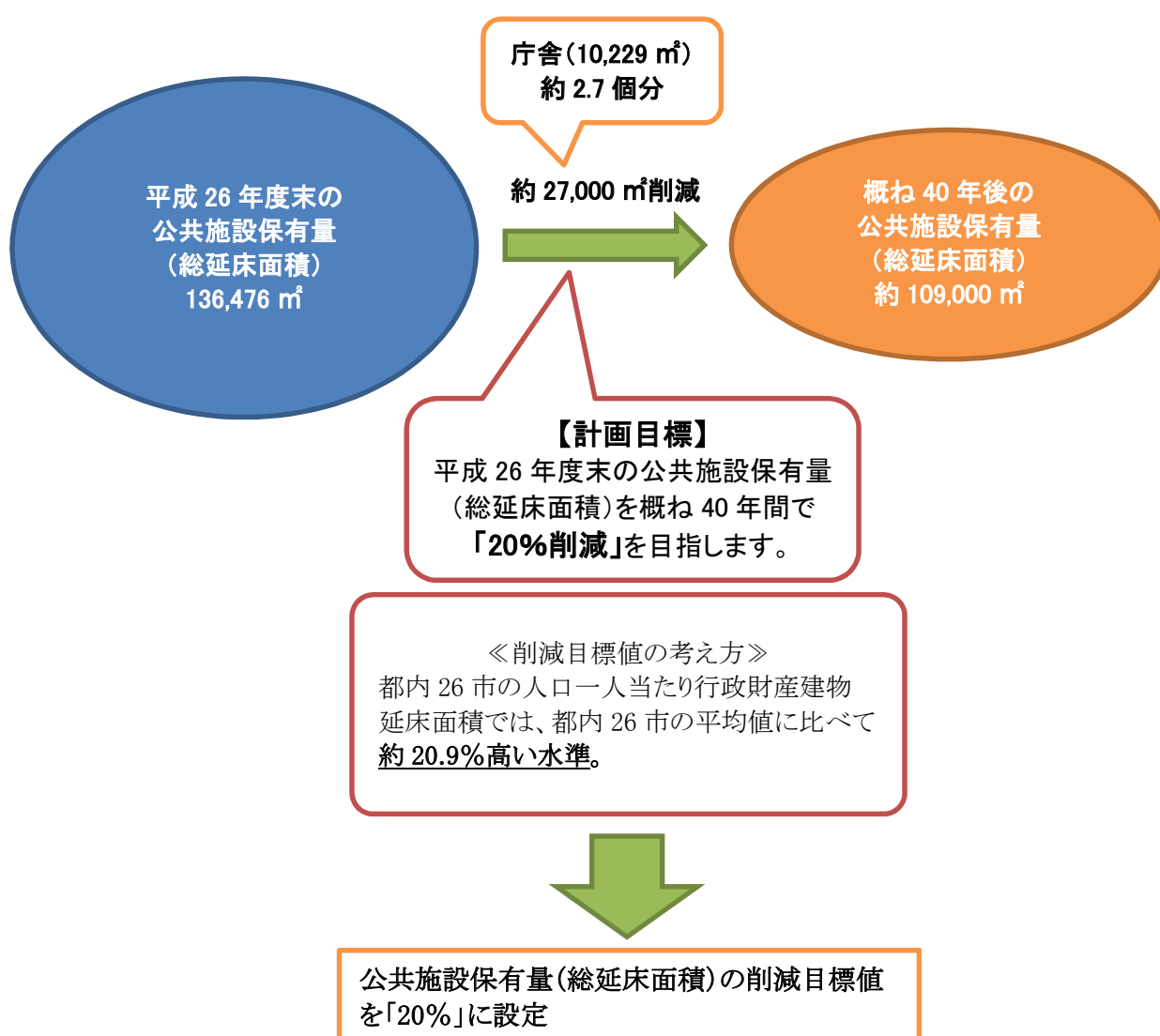
したがって、人の出入りを生み出す公共施設がまちの活力維持にどのように寄与していくものであるのかについて、検討していく必要があります。

2 計画目標

公共施設等に関する現状や課題を踏まえ、将来にわたり必要な行政サービスを提供するためには、施設のあり方や提供主体、維持更新にかかるコストなどについて検討を行い、身の丈にあった施設保有量へと見直しを進めることが必要です。

したがって、公共施設については「総量抑制」を原則とし、施設の長寿命化や複合化・集約化等により、市民の安全安心の確保や必要なサービスの維持向上に努めます。

インフラ資産については、市民生活を支える重要な都市基盤であることから、計画的な整備や長寿命化・耐震化などの取組を進め、効率的な管理を行います。



3 公共施設等の管理に関する基本的な方針

■ 公共施設

(1) 点検・診断等に関する基本的な方針

- 定期的な点検・診断により、経年による劣化や損傷の状況を正確に把握し、劣化や損傷による危険や機能障害を回避します。また、点検・診断結果は、施設情報として整理し共有します。
- 建物の機能的なものに限らず、冷暖房や照明器具などの設置機器の消費エネルギーに関する診断も実施します。診断の結果、コスト縮減や環境負荷低減が見込まれる場合は、機器の改修等を検討します。

(2) 維持管理に関する基本的な方針

- 損傷が発生した後に修繕等を行う「事後保全型」から、計画的に改修等を行う「予防保全型」の維持管理へと転換し、計画的な保全に努めます。
- 管理運営については、必要な公共サービスを適切なコストで提供するため、指定管理者制度など公民が連携した PPP の推進や PFI の活用等、民間活力を積極的に導入します。
- 市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、用途変更が容易な施設設計を行うなどの工夫を図ります。
- 維持管理に必要な財源を確保するため、受益者負担の見直しを検討します。
- 民間事業者が同様のサービスを提供できる場合には、サービス水準や利便性、公共性の確保などを総合的に判断し、施設の民営化など適切な措置を行います。

(3) 安全確保に関する基本的な方針

- 点検・診断により高度の危険性が認められた公共施設について、ハード・ソフトの両面から安全を確保します。
- 安全の確保については、防災拠点の有無や市民の利用状況などの視点から、対応の優先度を検討します。

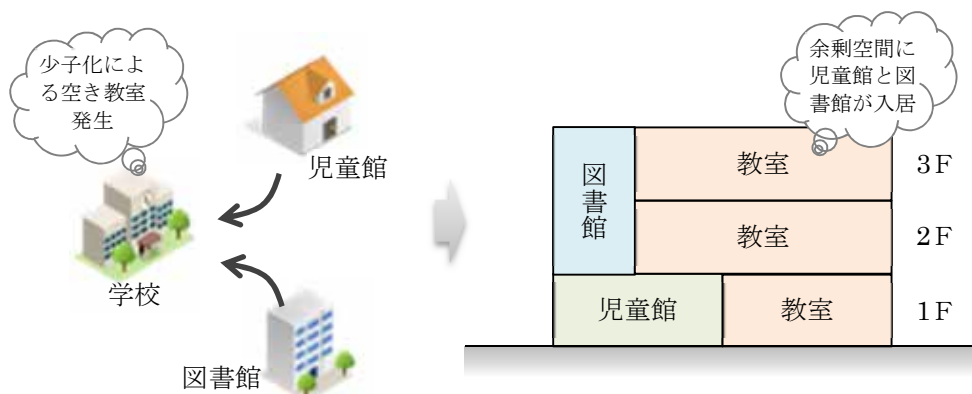
(4) 長寿命化に関する基本的な方針

- 公共施設の耐用年数到来年度（公共施設の更新の対応時期）を把握し、耐用年数を迎える前に躯体の健全性を調査し、良好と診断された公共施設については、利用状況や将来的なニーズを踏まえて今後の方向性を検討し、必要に応じて長寿命化を行います。
- 計画的な長寿命化により更新時期の集中を回避し、更新費用の平準化を図ります。

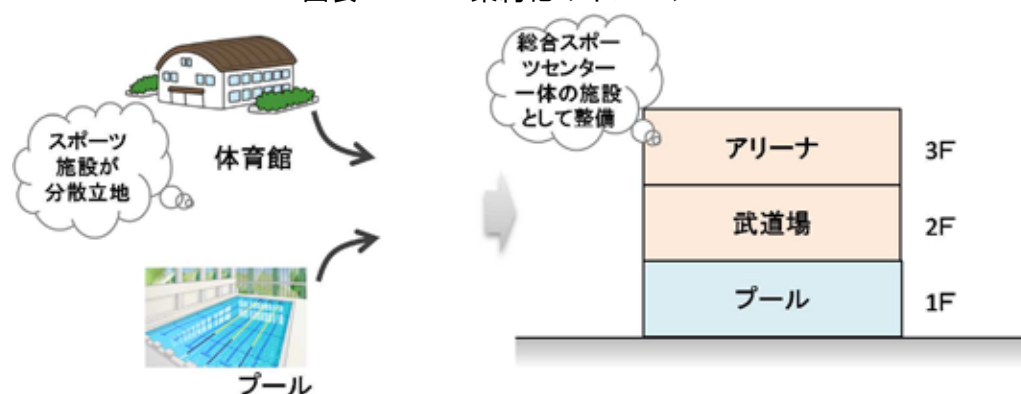
(5) 複合化・集約化等に関する基本的な方針

- 「総量抑制」の原則に基づいて公共施設のあり方を検証し、中学校区ごとに今後の適正な配置を推進します。
- 公共施設の更新時において、減築や同種の機能を持つ施設の集約化（統合）、異なる機能を持つ施設の複合化などにより、公共施設保有量の削減を推進します。
- 複合化・集約化等には、当該施設が有している機能のサービス範囲（市内全域を対象にしているのか、中学校区などの特定地域を対象にしているのか）や、利便性、利用状況などを踏まえて検討します。
- 公共施設の新規整備時には、既存用地を活用することを原則として、建物を建設する際には、周辺施設の複合化や集約化などについて検討します。
- 複合化・集約化等に伴う公共施設の整理によって生じた用地等については、民間への貸付や売却等による収益確保に努めます。
- 類似した機能については統合を検討するなど、機能の重複の解消を図ります。
- 近隣自治体と機能を共有できるような施設については広域連携を推進し、広域の観点から適正な施設の保有量を検討します。

図表 3-1 複合化のイメージ



図表 3-2 集約化のイメージ



■ インフラ資産

- 定期的な点検や巡視等により、経年による劣化や損傷の状況を正確に把握し、状況に応じた対策の早期検討、計画的な実施を推進します。
- 長寿命化計画を策定しているインフラ資産については、マネジメントサイクルに基づく維持管理の効率化を推進し、計画を着実に遂行していきます。
- 災害時の市民の安全を守るため、道路や下水道等の耐震化を推進します。
- 更新費用の平準化を図るとともに、将来の投資に備えた財源確保の取組を行います。

4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設のマネジメントを推進するためには、全庁的な取組体制を構築し、部門横断的な統括を行っていく必要があります。したがって、個々の施設における老朽化状況などの情報を集約し、建物のライフサイクル（建設・大規模改修・解体）を一元管理するとともに、幅広い視点からのコスト縮減に努めていきます。

また、庁内検討会議を設置して、本計画の方針に基づく具体的な取組について検討を進めていきます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

■ 公共施設

1 市民文化・生涯学習系施設

(1) 主な施設

市民会館・公民館、地域会館、図書館、プチギャラリー、体育館、プール、競技場など28施設あります。

(2) 今後の方針

長寿命化に関する基本的な方針

- 中央図書館、松林会館、白梅会館など、多くの施設は建設後30年以上経過しているため、計画的な予防保全工事や老朽化対策を行っていくとともに、施設の利用状況や将来的なニーズを踏まえて今後の方向性を検討し、必要に応じて長寿命化を図ります。
- 体育館やプールなどのスポーツ施設は、他の施設よりも劣化や損傷が激しい傾向にあるため、計画的な予防保全工事や老朽化対策により、更新費用の平準化を図ります。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

- 地域会館や図書館などは既に複合化が進められていますが、学校など他の施設との更なる複合化も検討します。
- 大規模な施設である市民会館・公民館は老朽化が進んでおり、大規模改修等に伴う多額の経費の発生が見込まれるため、今後の方向性を早期に検討し、更新の際には、立地の検討や民間活力を積極的に活用する手法であるPFIの導入などにより、建設費用や管理運営コストの軽減を図ります。
- 中央体育館は、建設後40年以上経過して老朽化が進んでいるため、地域体育館との関係性や施設規模、立地性などを踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

2 学校教育系施設

(1) 主な施設

学校は、小学校が7校、中学校が3校あります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

- いずれの学校も建設後30年以上経過しているため、今後定める個別施設計画との整合性を図りつつ、計画的な予防保全工事や老朽化対策を行い、更新費用の平準化を図ります。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

- 学校は大規模な施設であるため、更新時には、学校外の学童クラブや近接する児童館などとの複合化も検討します。
- 人口の将来推計などを踏まえ、学校の適正な配置について検討します。

3 保健・福祉施設

(1) 主な施設

児童館、学童クラブ、福祉センター、保健センターなど15施設あります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

- 大規模な施設である福祉センターは老朽化が進んでおり、大規模改修等に伴う多額の経費の発生が見込まれるため、今後の方向性を早期に検討し、老朽化対策など必要な長寿命化を進めます。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

- 児童館や学童クラブなどは既に複合化が進められていますが、学校など他の施設との更なる複合化も検討します。
- 保健センターは、東京都から譲渡された施設であり老朽化が進んでいるため、サービス範囲（市内全域を対象にしているのか、中学校区などの特定地域を対象にしているのか）や、利便性、立地性などを踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

4 行政系施設

(1) 主な施設

庁舎、リサイクルセンター、消防団詰所及び車庫など 10 施設あります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

- 庁舎については、直ちに長寿命化への対応を行う必要はないと考えられますが、今後の施設の老朽化を見据え、維持管理費の平準化が図れるよう、定期的な点検・診断等を行い、建物の構造や用途などによる基準、更新と長寿命化によるコストを比較した上で、必要性があれば長寿命化を図ります。
- リサイクルセンターは、稼動から 20 年近くが経過しており、設備・機器の老朽化が課題となっているため、計画的な修繕や予防保全などの適正な維持管理に加え、一定年ごとの基幹的な整備を実施し、設備・機器の更新周期の延命化、省エネ機器への更新等を進め、施設の長寿命化を図ります。
- 消防団詰所及び車庫庁舎は、いずれも建設後 30 年以上経過しており、施設の性格上、災害時にも稼動し続けることが求められるため、計画的な予防保全工事や老朽化対策により、長寿命化を図ります。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

- リサイクルセンターは、施設の利用状況や機能の類似性等により、複数の自治体による広域的な対応の可能性について検討を行います。

5 公営住宅

(1) 主な施設

市営住宅は、第一から第五まであります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化を推進します。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

- 木造建物の解体除却の際には、既存の鉄筋建物の高層化等による集約化を検討します。また、変化するニーズに柔軟に対応できるよう家賃補助や民間住宅の借り上げなど、市営住宅の更新に代わる施策も検討していきます。

6 その他の公共施設

(1) 主な施設

駅公衆便所、まちなかおもてなしステーションなど8施設あります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

○計画的な予防保全工事や老朽化対策により、更新費用の平準化を図ります。

■ インフラ資産

7 道路

日常的な道路パトロールや定期点検を継続して行い、不具合の早期発見に努めます。また、平成25年5月の道路法の一部改正により義務付けられた道路ストック総点検の結果に基づいて平成28年度に「道路維持計画」を策定し、維持管理に係るコストの最適化及び平準化を図り、利用者の安全確保を行っていきます。

8 橋りょう

平成25年度に策定した「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全型の維持管理を行い、橋りょうの長寿命化と利用者の安全確保を行っていきます。

9 下水道

「下水道総合計画」（平成22年度策定）、「公共下水道長寿命化基本計画」（平成25年度策定）、「総合地震対策計画」（平成27年度策定）に基づき、管路施設の長寿命化や耐震化を計画的に実施し、予防保全型の維持管理を行っていきます。

10 公園

日常的な公園パトロールや公園ボランティアとの連携を強化するほか、市民等から寄せられる情報により状況を把握し、公園施設の不具合の解消に努めます。今後、公園施設を総点検し、機能ごとに保全やライフサイクルコストを把握した上で維持管理や長寿命化に関する計画を策定し、管理運営の課題整理や維持管理における民間活力の導入方法等についてまとめ、今後のあり方について整理統合や規模縮小などを含めて検討を行います。

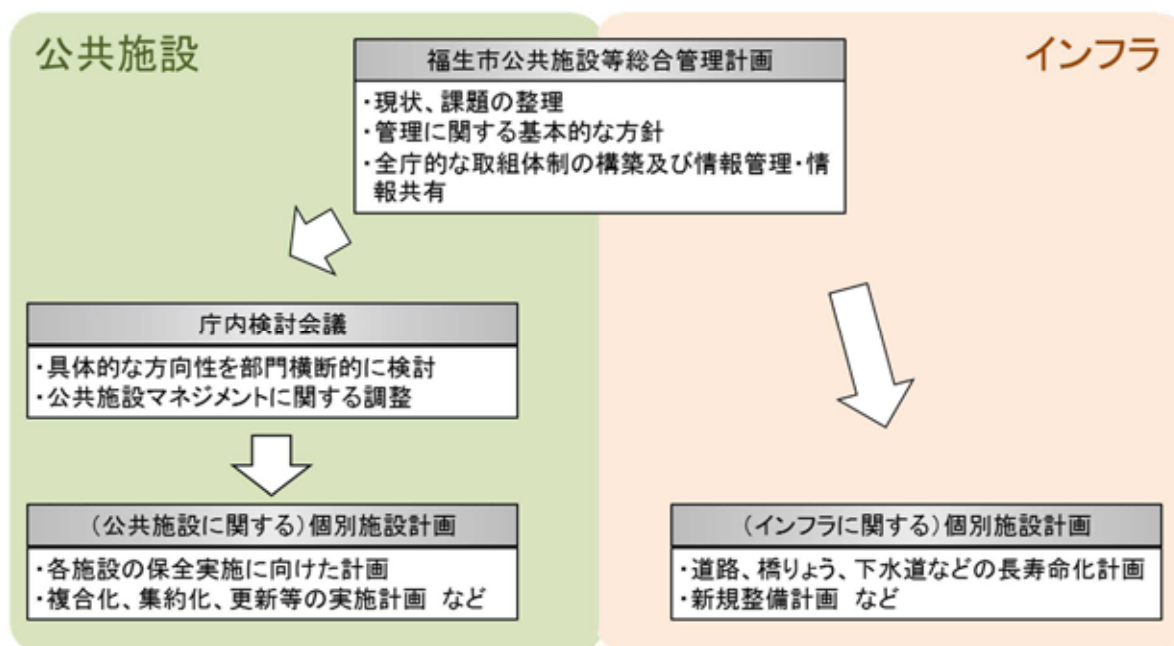
第5章 フォローアップの実施方針

本計画で定めた基本的な方針に基づき、具体的な取組を推進するため、庁内検討会議を設置します。

庁内検討会議では、公共施設の複合化や集約化等を部門横断的に検討し、更新等を行う施設の概ねの実施時期を整理するほか、長寿命化等を行う施設についても整理していきます。これらを踏まえ、個別施設計画を策定していきます。

インフラ資産については、それぞれに定める長寿命化計画等により対応していきます。

図表 5-1 本市の今後の公共施設等マネジメントの流れ（イメージ）



福生市公共施設等総合管理計画
平成 29 年 3 月

発行 福生市

編集 企画財政部企画調整課
〒197-8501

東京都福生市本町 5 番地

電話 042-551-1528

<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>